

事 務 連 絡
令和3年7月20日

高知市保健所
地域保健課長 様

高知県健康政策部医療政策課長

医療法等の手續における押印の見直しについて（通知）

日頃は、本県の医療行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本県では医療法等に基づく各種手續について、行政サービス向上を図る観点から押印の廃止等のための様式改正を予定しております。

規則改正等の制度的対応により押印義務が廃止されるまでの間については、国が示している緊急対応の取組に準じた対応を実施することとし、原則押印がなくても書面を受け付けることといたします。

なお、医療機関への周知は、当課ホームページで行っておりますが、貴課においても広報をよろしく願いたします。

お問い合わせ先

高知県健康政策部医療政策課

医事指導担当 山本、東山

TEL 088-823-9749

FAX 088-823-9137